

氏 名	吉 野 秋 二
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 188 号
学位授与の日付	平 成 13 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻
学位論文題目	日 本 古 代 身 分 制 展 開 過 程 の 研 究

論文調査委員 (主 査) 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次 助 教 授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本古代身分制の展開過程を、七世紀後期～十世紀の律令国家体制期を中心として追究しようとしたものである。本論は五章からなり、その前後に、研究史の問題点を整理し、課題を提示した序章と、結論と今後の課題・展望を示した結語とが配されている。なお、一章には補論が付されている。

序章「日本古代身分制研究の視角」では、1960年代以降の前近代身分制研究の展開が身分概念に関わる理解を中心に跡づけられ、さらに、石母田正の提唱した「良人＝王民共同体」論を批判し、対置する形で論者の身分概念が提示される。その上で、本論文の基本課題として、被差別身分論の批判的継承・百姓身分の歴史的格の追究・身分集団の実態の解明という三テーマが設定され、最後に全体の構成・各章の内容・執筆意図が略述される。

第一章「良賤制の構造と展開」では、日本の律令制国家の身分制の基軸となった良賤制の成立と展開の過程が、奴婢制を中心に考察されている。

まず、論者は、甲子の宣を経て実施された庚午編籍について、これを、諸豪族とその配下で私的に領有されていたヤツコ（甲子の宣における家部）との譜代的隷属関係を階層的身分差別原理に基づいて固定化したものと捉える。論者は、律令良賤制の成立をこの段階に設定した上で、日本の良賤制は、このような成立過程に規定されて、本主（官・寺家・王臣家・郡司など）と賤との間の譜代的隷属関係に基盤を置くという構造的持色を持つことになったと指摘する。

これを踏まえて八世紀の奴婢制の展開過程が考察され、①天平勝宝二年、東大寺への官奴婢施入にあたって、訴良・逃亡などによる寺賤支配の動揺に対処して準官奴婢制的支配体制が採用されたこと、②しかし、この官奴婢施入を契機として官賤制が急速に解体し、天平宝字年間には今良制へと移行すること、③今良制は、階層的身分差別原理をもたず、官奴司廃止・諸司専属化によって旧官奴婢時代の人格的隷属関係は清算されたこと、を指摘する。論者はこの歴史的過程を日本の律令良賤制が八世紀中期という早い段階において官賤制から解体していったことを示すものとして捉える。その上で、従来の諸研究において重視されてきた賤の政治イデオロギー的機能は、律令国家の社会編成において本質的な意義をもたなかったと結論づけている。

第一章補論「日本古代奴婢研究の理論と方法」は、神野清一著『日本古代奴婢の研究』（名古屋大学出版会1993）の書評として書かれたものであるが、現在の日本古代奴婢研究の理論・方法に対する論者の立場が表明されている。論者は、石母田正の身分と階級に関する理論に依拠する神野の奴婢論が、奴婢身分の社会的・経済的性格を階級的性格に還元し、政治的性格を過大評価しているとして批判している。

第二章「非人身分成立の歴史的な前提」では、中世非人身分の基本的存在形態を乞食と見る立場から、奈良時代から院政期までの公私の施行の展開が通時的に分析され、十一世紀後期における非人身分・非人施行の成立意義が論じられている。

論者は、長屋王家木簡や『西琳寺縁起』など、この分野の研究で省みられていなかった史料をとりあげ、八世紀段階においても都城には既に寺辺・市辺などに乞食の場が存在し、さまざまな形態の施行が実施されていたことを指摘する。次に、

これを歴史的前提とする平安遷都以降の公的・私的施行の形態の変化を追究し、九世紀以降、従来の賑給と財源・方法・支給対象を異にする京内賑給が急増し、この方式を継承する形で十世紀前期には濫僧供が創始されることを指摘する。論者は、濫僧供の性格を仏事の終了後に恣意的に実施されていた施行を予め仏事の一行事として組み込んだものと捉え、その成立を、対象者を卑賤視し、体制的な秩序から除外する中世的施行の成立として意義づけている。

さらに論者は、平安中期以降の宴饗の残飯を群集化した乞食に下賜するトリバミ慣行など、私的施行も日常化・一般化することを指摘した上で、十一世紀後期における清水坂非人集団の成立を公私の施行の利権化によって実現したものとして把握する。最後に、坂・宿の非人と散在非人の関係に焦点をあてて中世成立期における社会的身分意識の問題が論じられ、坂・宿非人による暴力を伴う領域的支配の進行が古代社会においては個別的であった乞食に対する差別を体制化した、と意義づけられている。

以上の第一章・第二章における被差別身分の展開過程の分析を承けて、第三章・第四章では百姓身分の性格が力役制の展開を中心に考察される。

第三章「大宝令歳役・雇役制試論」では、まず、大宝令において唐制に存在した歳役実役徴発規定が削除されたとする今日の通説的理解の史料的根拠が逐一批判され、大宝令賦役令歳役条においても、養老令文と同様の実役徴発規定が存在したと推測する。その上で、大宝律令施行直後に発令された慶雲三年格について、格の前半部分に規定された百姓身役制・筑紫之役制を大宝令歳役条の実役徴発規定の改定と理解した上で、後半部分の匠丁雇役に関する規定を匠丁を特別に百姓身役・筑紫之役の対象から除外し、雇役によって徴発する旨定めたものとする新解釈を提示する。そして、天平期の正税帳・計会帳に散見する匠丁への給粮記載をとりあげ、慶雲三年格によって雇役匠丁の給粮財源が正税に変更された結果と位置づけ、自説を補強する。

この理解を前提として論者は、①大宝令賦役制において歳役実役制と雇役制は相互補完的關係にあり、京畿内からは雇役、畿外からは歳役を主体に労働力を収取する基本原則が存在したこと、②慶雲三年格は、大宝令制成立後最初の大規模造営（平城京・大宰府造営）に備え、大宝令制の基本原則を継承して策定されたこと、③全国的に雇役制一本により労働力を徴発する体制は、和同開珎発行による租税外収入の獲得により初めて実現されたことを主張する。最後に論者は、浄御原令制から和同開珎発行までの歳役・雇役制の展開は、無償の役制から歳役・雇役制の並存を経て雇役制一本化に至る漸進的過程として捉えるべき、と自説を結論づけている。

第四章「雑徭制に関する基礎的考察」では、歳役制と共に律令徭役制を構成する雑徭制について、成立期に関する問題を中心に基礎的考察が加えられている。

まず、唐雑徭制の基本史料である「開元充夫式」の解釈を確定し、日唐の課役制の基本構成を押さえた上で、雑徭が歳役と比較して中男にも賦課しうる軽微な力役として位置づけられていたことを確認する。つづいて、研究史の焦点となった『令集解』賦役令雑徭条古記の注釈を検討し、注釈の冒頭部分—14条の律令条文を列挙して令条内の力役は雑徭を充当しないと述べている箇所—については信憑性に乏しく、古記の成立した天平期の運用実態を示す史料としては使用できないと指摘する。

それを踏まえて論者は、雑徭制の成立過程を再検討し、日本の雑徭制の本質を供給役や屯倉の労働などの特定の労役に求める見解を批判し、むしろ、雑徭が浄御原令制における律令賦役制の体系的継受、特に役制（大宝令制後の歳役制）の成立を前提として初めて制度として成立したことを重視すべきと主張する。さらに、役夫徴発を国司の裁量に一任するという基本原則は一貫して維持されていたと推定し、この基本原則から外れる中央政府決定・認可型の臨時加徴が他の一般的労役と明確に峻別されていたことを指摘する。最後に、平安期以降の雑徭制の展開過程について、賦課限度日数の短縮、色役・身分役の縮小・雑徭化、公粮支給の一般化の三点を中心に現段階での見通しが示されている。

第五章『人給所』木簡・墨書土器考では、律令制下の王族・貴族の家政機関の人的編成の実態が、食料支給という職務を通じて人臣と直接的に対峙する「人給所」という機関の分析を通じて考察されている。

論者は、古代の文献史料を通覧して、「人給」が供御の対義語であり、絶対的上位者からの給物を意味する語であることを明らかにする。さらに八世紀代の出土文字資料に見える「人給所」の諸活動を検討し、当該期の皇后宮職・春宮坊など皇族家政機関に「人給所」が恒常的に設定され、行幸など臨時行事も含め人臣全般に食料を支給する機関として機能していた

ことを指摘する。その上で、長屋王家木簡の過半を占める伝票木簡を分析し、この伝票木簡を支給控として作成した食料支給機関が、皇后宮職・春宮坊における人給所に相当する機関であったと推定する。そして、「人給(所)」の墨書土器の出土状況は、食料支給の際に所有する土器を貸与するこの部署の職務の性格を反映したものと主張している。

最後の結語では、序章の課題設定に沿った形で、考察内容をもとに日本古代の身分制の展開過程が総括され、あわせて今後の研究課題が示されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本古代における身分制の展開過程を、七世紀後期から十世紀に至る律令国家体制期を中心に考察したものである。

日本古代の身分制研究にあつては、それを階級関係の政治的・国家的現象形態と捉える石母田正の見解が長らく強い規定力を持ち続けてきたが、1970年代以降、身分制成立の基礎を階級に求める石母田説への批判が進み、主として中世史や近世史の分野において分業論を基礎とする身分概念の研究が著しい進展を見せた。その成果を踏まえ、論者は前近代社会における身分について次のような理解を提示する。すなわち身分とは、第一次的には再生産の基礎単位となる社会的諸集団・組織内において、再生産の遂行と内部秩序の維持のために行われる分業に由来するものである。集団構成員は集団内において分業の一部を分担することにより、永続的な地位(=身分)を占取することができた。国家レベルの身分制は、このような身分集団内部の分業に基礎を置き、さらに生産・流通など社会的諸集団間の分業(=社会的分業)を保証し、公共的機能を遂行するために編成されたものである。もちろん、身分集団の身分編成は階層制(差別)を伴うことが一般的であり、国家的身分制にはこのような身分差別を固定し、国家の中核機能を占有する支配階級の被支配階級に対する階級支配を合理化する側面が存在した。国家的身分は、階層的に編成される諸身分を秩序化する社会内分業の総括として捉えるべきである、と。

論者は、身分概念についてのこのような基礎的理解の上に立って、改めて日本古代の身分制についての全体的な研究を試みようとする。その際、従来の研究史上の反省に立って、特に三つの課題が本論文の基本視角として設定される。

第一は、被差別身分研究の批判的継承である。日本史における身分制研究は、従来社会的要請もあつて被差別身分を中心に進められてきた。特に近年では、被差別身分と他の諸身分との関係を具体的に追究することによって身分制社会の構造を全体的に把握しようとする試みがなされている。古代史の分野にあつても、賤特に奴婢身分に関する研究は他の諸身分と比較して量的・質的に高い水準にあるが、しかし1980年代以降、古代身分制研究全体が沈滞したこともあつて、良賤制の成立期・崩壊期をどの段階に設定するのか、あるいは、奴婢の階級的性格・社会構成史的位置をいかに評価するのか、といった基本的問題すらなお未解決のままに残されている状態である。また従来の古代身分制研究は、国家的身分編成を考察の起点として進められてきたために、その成果は非人研究に示される社会的形成過程を重視する中世身分制研究と十分に接合せず、移行期である平安期には研究史の谷間が存在する。

第一章「良賤制の構造と展開」、第二章「非人身分成立の歴史的前提」はこれら第一の課題に応えようとしたもので、前者においてはまず、律令良賤制の成立を天智三年(664)の甲子の宣とそれに基づく庚午年籍に求めるという注目すべき見解が示される。甲子の宣は氏土に対して民部・家部の領有を公認した法制であるが、論者はこれを、諸豪族とその配下で私的に領有されていたヤツコ(甲子の宣における家部)との譜代的隷属関係を階層的身分差別原理に基づいて固定化したものと捉え、日本の良賤制は、このような成立過程に規定されて、本主(官・寺家・王臣家・郡司など)と賤との間の譜代的隷属関係に基盤を置くという構造的特色を持つことになったことを指摘する。戸籍上での良賤身分区分の一般的な成立は、浄御原戸令に基づいて作成された庚寅年籍(690)に求めるのが有力な学説であり、論者もこれを認めるが、その起源を甲子の宣の施策に求めるのであり、『日本書紀』記事に対する鋭い分析と日本の良賤制の本質を見通した指摘であるだけに、今後重要な見解として議論を呼ぶであろう。これを踏まえて八世紀の奴婢制の展開過程が具体的に分析され、律令良賤制が八世紀中期という早い段階において官賤制から解体していったこと、従来の諸研究において重視されてきた賤の政治イデオロギー的機能は、律令国家の社会編成において本質的な意義を持たなかったことなど、これまたともに重要な指摘がなされている。

第二章において注目されるのは、中世非人身分の基本的存在形態を乞食と見る立場から、奈良期から院政期までの公私の

施行の展開を通時的に分析し、これまで不分明であった非人身分の歴史的形成過程に一定の見通しを示したことである。行論中、八世紀段階においても都城にはすでに寺辺・市辺などに乞食の場が存在し、さまざまな形態の施行が実施されていたこと、平安京において、九世紀以降、従来の賑給と財源・方法・支給対象を異にする京内賑給が急増し、この方式を継承する形で十世紀前期には濫僧供が創始されることなど、従来十分に認識されていなかった事実が明らかにされる。論者は、濫僧供の成立を対象者を卑賤視し体制的な秩序から除外する中世的施行の成立として意義づけさらに平安中期以降、宴饗の残飯を群集化した乞食に下賜するトリバミ慣行など、私的施行も日常化・一般化することを指摘した上で、十一世紀後期における清水坂非人集団の成立を公私の施行の利権化によって実現したものとして把握するのである。以上、第一・二章を通じて、国家的身分編成に基づく賤民制は早期に解体し、古代的共同体関係の崩壊とともに、鰥寡孤独・疾病者・障害者など労働能力喪失者に対する差別の顕在化を通じて、社会的に被差別身分が形成されていく道筋に一つの具体的な見通しが与えられたものと評価することができる。

第二の課題は、百姓身分の歴史的 성격の追究である。律令国家は、国家的身分編成において被支配階級を構成する一般人民に対する身分呼称として百姓を採用し、以後前近代社会を通じて社会的身分呼称として定着した。前近代の身分制社会の中核となるのは百姓であり、百姓の歴史的 성격が他の諸身分をも含めた全体の構成を決定づける。しかし、古代史の分野にあっては、律令公民制の成立過程に関しては前提となる大化前代の部民制との関係も含め多数の研究が蓄積されているにも拘らず、律令制成立以降の時期を対象として、百姓身分それ自体の分析を試みた研究は意外に少ない。論者は、百姓に賦課される負担の問題、特に百姓をとりまく社会関係の変化が直接的に反映される力役制の在り方を取り上げ、このような課題に迫るための基礎作業とする。第三章「大宝令歳役・雇役制試論」、第四章「雑徭制に関する基礎的考察」がそれである。

前者では、従来から議論の多い大宝賦役令歳役条について、唐制に存在した歳役実役徴発規定が削除されていたとする一部に有力な学説の史料的根拠を逐一批判し、大宝令においても養老令文と同様の実役徴発規定が存在したと推定されること、その大宝令の賦役制においては、歳役実役制と雇役制が相互補完的關係にあり、京畿内からは雇役、畿外からは歳役を主体に労働力を収取する基本原則が存在したこと、全国的に雇役制一本により労働力を徴発する体制は、和同開珎発行による租税外収入の獲得により初めて実現されたこと、などが主張される。おおむね妥当な見解とすべきである。次いで後者においては、日本の雑徭制の本質を供給役や屯倉の労働などの特定の労役に求める見解を批判し、むしろ雑徭が淨御原令制における律令賦役制の体系的継受、特に役制（大宝令制後の歳役制）の成立を前提として初めて制度として成立した点を重視すべきこと、役夫徴発を国司の裁量に一任するという基本原則は一貫して維持されており、この原則から外れる中央政府決定・認可型の臨時加徴が他の一般的労役と明確に区別されていたことなどが指摘される。特に、従来研究上の焦点となっていた『令集解』賦役令雑徭条古記の注釈に改めて綿密な検討を加え、それが法意でもなく、古記の成立した天平期の運用実態を示す史料としても使用できないことを明らかにした点は、従来の主要な学説の根拠を覆すものとして注目される。

最後に、第三の課題は社会集団・組織における身分編成を具体的に追究することである。前近代社会における身分成立の基礎は再生産の基礎となる社会的諸集団・組織にあり、国家による身分編成は二次的なものである以上、身分制の展開過程を動態的に把握するためには、基礎的社会集団の身分編成を実態的に分析した上で、さらに国家的身分編成との有機的關係が追究されねばならない。論者はこのような課題に応えるために新出の長屋王家木簡に手掛りを求め、王族・貴族の家政機関の人的編成の実態の解明を試みる。第五章「『人給所』木簡・墨書土器考」がそれで、論者はまず、古代の文献史料を通じて「人給」が供御の対義語であり、絶対的上位者からの給物を意味する語であることを明らかにする。次いで八世紀代の出土文字資料に見える「人給所」の諸活動を検討し、当該期の皇后宮職・春宮坊など、皇族家政機関にそれが恒常的に設置され、行幸などの臨時行事も含め人臣全般に食料を支給する機関として機能していたことを指摘する。その上で、長屋王家木簡の過半を占める伝票木簡を分析し、この伝票木簡を支給控として作成した食料支給機関こそ皇后宮職や春宮坊における人給所相当の機関に他ならないことを明らかにする。史料的制約の厳しいなか、長屋王家木簡とその伴出資料をベースとして、「人給所」（もしくはそれに相当する部署）を有する機関の内部編成（人的編成・組織編成）を史資料に則して具体的に復元することを可能にした点が極めて注目される。

このように、本論文は、近年の前近代身分制研究の進展を踏まえ、改めて日本古代の身分制研究の体系的構築を目指したものであり、上述したように、そこに明らかにされた成果は大きい。もっとも、百姓身分の基本的性格とその変化を身分制

の問題として本格的に追究することを意図しながら、なお現状は律令徭役制についての基礎的・制度的研究から多くを出ていない点や、支配階級における諸身分の配置、社会的分業論と密接にリンクする技術労働力の編成の問題などに関説していない点など、不十分な点も見受けられる。しかしそれらは今後に残された課題とみなすべきであり、博士論文としての価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2001年4月25日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。